

令和 8 年度 監査計画

令和 8 年 4 月
越前市監査委員

目 次

1 基本方針	1
2 実施方針	1
3 実施する監査	1～5
(1) 定期監査	1
(2) 財政援助団体等監査	2～4
ア 出資団体	2
イ 補助金等交付団体	2～3
ウ 指定管理者	3～4
(3) 例月出納検査	4
(4) 決算審査	4
(5) 基金運用審査	4
(6) 健全化判断比率等審査	4
(7) 随時監査	4
(8) 行政監査	5
(9) その他の監査	5
(10) 監査実施手順	5
4 監査結果の報告・公表	5
5 その他	6
監査執行表	7～8

【注記】

文中、「地方自治法」を「法」、「地方自治法施行令」を「令」、「地方公営企業法」を「公企法」及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「健全化法」とする。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、越前市監査基準に基づき、市の行政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進に資することを目的に監査を実施するものとします。

2 実施方針

(1) 市民視点の監査

市の事務事業が法令等を遵守し、適切に執行されているかという適法性はもとより、効率性、有効性、公平性等、市民の視点に立った監査を実施します。また、監査結果については、告示（市役所前掲示板）による公表のほか、市ホームページに掲載し、説明責任を果たします。

(2) 効率的かつ効果的な監査 ～リスクアプローチ～

効率的かつ効果的な監査に努めるため、事務事業等におけるリスクを識別し、リスク発生時の影響度を過去の監査結果に基づき総合的に勘案したうえで監査を実施します。

また、「業務手順書」により自らルールを整備し、リスクの洗い出しや管理、再発防止が図られているかといった内部統制としての有効性に留意し、予防的視点に重点を置いた監査を実施します。

(3) フォローアップする監査

監査結果が事務改善と適正化に資するよう、監査結果について庁内の共有を図るよう促すとともに、措置状況について適切に是正・改善されたかの事後検証等を行い、監査の実効性を高めます。

3 実施する監査

(1) 定期監査（法第199条第4項、監査基準第3条第1項第1号及び第2項第1号）

全ての部局を対象として年1回実施します。

■ 財務事務監査：予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務、起債及び一時借入金、現金及び有価証券の出納事務

■ 経営に係る事業管理監査：経営関連（労務管理、業務管理、事務管理、事業管理）

監査重点項目

- ① 法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守
- ② 業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか
- ③ 業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認
- ④ 補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査
- ⑤ 債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性
- ⑥ 現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立

(2) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項、監査基準第 3 条第 1 項第 3 号）

出資・補助金等を交付している団体及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施します。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督や履行確認等が適切に行われているかについても、監査を実施します。

監査重点項目

- ① 協定書や関係法令等の遵守
- ② 内部管理体制（出納関係書類の整備・保管状況、チェック体制等）
- ③ 所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施
- ④ 備品等の管理
- ⑤ 自主事業（指定管理）及び自主事業に関する手続き

ア 出資団体

市の出資団体のうち、出資割合が 1 / 4 以上の団体を対象（令第 140 条の 7）とし、その事業が出資・設立の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも、監査を実施します。実施基準は、3 年に 1 度を原則とします。

■ 本年度実施団体

① 社会福祉法人 越前市社会福祉協議会

市出資金（基本金）：2,000 千円/ 2,000 千円（出資率：100%）
（ボランティア基金）：26,000 千円/66,000 千円（出資率：39.39%）

② まちづくり武生株式会社

市出資金：10,000 千円（200 株/476 株）（出資率：42.02%）

イ 補助金等交付団体

補助金等（補助金、交付金、負担金等）の交付団体と所管課を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、また、所管課の実績報告に対する審査が適切に行われているかを主眼として、監査を実施します。監査の対象は、前年度に市が補助金等を交付した団体の中から選定します。また、市の所管課に事務局を置く団体については、定期監査と併せて実施します。

■ 本年度実施団体（補助金等は代表的なもので R6 決算額・R7 決算見込額 単位：千円）

① 地域自治振興事業交付金等交付団体（4 か所）【所管課：市民協働課】

団体	令和 6 年度	令和 7 年度
王子保地区自治振興会	8,002	5,876
北新庄地区自治振興会	4,508	3,806
花筐自治振興会	7,020	4,150
南中山地区自治振興会	8,933	4,050

② 菊花マラソン実行委員会【所管課：スポーツ交流課】

補助金等	令和 6 年度	令和 7 年度
菊花マラソン大会開催負担金	3,000	3,000

③ 社会福祉法人 越前市社会福祉協議会【所管課：社会福祉課】

補助金等	令和 6 年度	令和 7 年度
社会福祉協議会地域福祉活動補助金	22,186	22,186

④ 越前市サマーフェスティバル実行委員会【所管課：にぎわい創出課】

補助金等	令和 6 年度	令和 7 年度
サマーフェスティバル事業補助金	12,700	13,700

⑤ クラフトフェス実行委員会【所管課：和紙・打刃物・たんす課】

補助金等	令和 6 年度	令和 7 年度
クラフトフェス事業補助金	11,000	11,000

⑥ 越前打刃物産地協同組合連合会【所管課：和紙・打刃物・たんす課】

補助金等	令和 6 年度	令和 7 年度
越前打刃物振興対策補助金等	16,096	15,821

⑦ TCP共同事業体【所管課：環境政策課】

補助金等	令和 6 年度	令和 7 年度
越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金	0	5,750

ウ 指定管理者

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から、指定管理期間中に 1 回以上監査を実施します。協定書等に従って適切に運営されているか、委託料は対象事業外に使用されていないか、所管課との連携がとれているか、また、所管課の実績報告に対する審査、管理監督等が適切に行われているかを主眼として、監査を実施します。

■ 本年度実施団体（指定管理料は R6 決算額・R7 決算見込額 単位：千円）

① TCP共同事業体【所管課：スポーツ交流課】

施設	令和 6 年度	令和 7 年度
武生中央公園温水プール (期間：R4.3.1～R13.3.31)	55,200	57,000

② 社会福祉法人 越前市社会福祉協議会【所管課：社会福祉課、子ども未来課】

施設	令和 6 年度	令和 7 年度
社会福祉センター (期間：R6.4.1～R9.3.31)	49,912	49,910
児童センター等 15 館 (期間：R3.4.1～R8.3.31、R8.4.1～R13.3.31)	130,000	130,000

③ 越前打刃物産地協同組合連合会【所管課：和紙・打刃物・たんす課】

施設	令和 6 年度	令和 7 年度
越前打刃物振興施設（期間：R5.4.1～R10.3.31）	17,800	17,000

④ 金華山林業振興組合【所管課：農林整備課】

施設	令和 6 年度	令和 7 年度
金華山グリーンランド（期間：R6.4.1～R9.3.31）	7,891	7,891

(3) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、監査基準第 3 条第 1 項第 5 号）

会計管理者等の保管する現金の出納を対象として、毎月、事務が正確に行われているか検査します。併せて、提出された検査資料の普通預金通帳残高及び定期預金証書について各金融機関発行の残高証明書と照合します。なお、7 月には決算に伴い、有価証券及び出資による権利に関する書面等の在 high、所在及び保管状況を併せて確認します。

(4) 決算審査（法第 233 条第 2 項・公企法第 30 条第 2 項、監査基準第 3 条第 1 項第 4 号）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているか確認します。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査（法第 233 条第 2 項）

各会計の決算計数が適正なものか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

イ 公営企業会計決算審査（公企法第 30 条第 2 項）

決算計数が適正なものか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査します。審査対象は水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計とします。

(5) 基金運用審査（法第 241 条第 5 項、監査基準第 3 条第 1 項第 6 号）

ひとり親家庭福祉推進資金貸付基金、奨学金貸付基金及び土地開発基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(6) 健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、監査基準第 3 条第 1 項第 7 号）

決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業会計に係る資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査し、意見書を提出します。

なお、決算審査意見書等(上記(4)(5)(6))については、8 月下旬に市長へ提出し、9 月議会に付します。

(7) 随時監査（法第 199 条第 5 項、監査基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号）

監査対象に対し必要に応じ実施する監査で、定期監査の期間延長等も本監査に含まれます。また、工事監査は、定期監査等の年間スケジュールに併せ、部局ごとに重要プロジェクト工事、年度をまたぐ工事等を対象として書類審査を行うもので、①計画 ②設計 ③積算 ④入札・契約 ⑤施工 ⑥検査・支払事務 ⑦維持管理 ⑧ライフサイクルアセスメント等が適正であるか、当該工事が安全に、合理的、効率的に行われたか等について検証します。

(8) 行政監査（法第 199 条第 2 項、監査基準第 3 条第 1 項第 2 号）

行政監査は、必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、テーマや対象を定め、実施するものです。

(9) その他の監査（監査基準第 3 条第 3 項）

法で定められている次の監査に際しては、その都度協議のうえ、実施します。

- ・ 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条）
〔 事務監査とよばれるもので、選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、地方公共団体の事務の執行に関し監査の請求をするもの。 〕
- ・ 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項）
- ・ 市長の要求に基づく事務の執行に関する監査（法第 199 条第 6 項）
- ・ 市長の要求に基づく財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・ 市長の要求に基づく公金の収納等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項・公企法第 27 条の 2 第 1 項）
- ・ 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）
- ・ 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項・公企法第 34 条）

(10) 監査実施手順

- ① 執行通知 …………… 年度当初に通知
- ② 監査資料 …………… 監査説明日の約 1 週間前に提出（データは約 2 週間前に提出）
- ③ 監査説明 …………… 課長、室長及び副課長
- ④ 書類審査
- ⑤ 講評協議 …………… 監査委員協議
- ⑥ 講評 …………… 部長及び課長（部単位）
- ⑦ 報告・公表 …… 市長・議長等に通知及び告示
- ⑧ 措置状況回答 …… 具体的記述による措置（改善）状況回答
- ⑨ 措置状況公表 …… 措置（改善）状況について告示
- ⑩ 措置状況確認 …… 次年度の監査において確認

4 監査結果の報告・公表

監査結果については、法第 199 条第 9 項、第 10 項及び第 11 項により、市長、議長等へ報告し公表することとされています。告示（市役所前掲示板）による公表のほか、市ホームページに掲載します。また、その措置状況についても、同条第 14 項及び第 15 項により同様とします。

なお、次年度監査時に措置状況の報告を求めます。

<監査結果の区分>

- ・【勧告】（法第 199 条第 11 項）法令等に明確に違反するものや、その他適正を欠く事項のうち特に措置を講じる必要があると認められるもの
- ・【指摘事項】（法第 199 条第 9 項）法令等の明確な違反や不適切な事務処理等に対して是正措置等を求めるもの
- ・【意見】（法第 199 条第 10 項）組織及び運営の合理化に資するため改善や検討を望むもの

※詳細は、越前市監査基準訓令（別表）

5 その他

監査委員及び補助機関である事務局職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、研修等への参加により、専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めます。

- ・ 県都市監査委員会、全国都市監査委員会、北陸地区都市監査委員会、三地区都市監査委員会の総会や研修会
- ・ NOMA、市町村アカデミー等の研修

令和 8 年度 監査執行表

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
4 月 21 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	4 月 27 日 (月) ~ 4 月 30 日 (木)
5 月 19 日 (火) 9:00 ~ 10:00 ~ 10:40 ~	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	5 月 27 日 (水) ~ 5 月 29 日 (金)
		生涯学習・文化財課 (生涯学習センター、文化財保護室、市史編さん室)	生涯学習・文化財課	5 月 25 日 (月) ~ 5 月 27 日 (水)
		図書館	図書館	5 月 28 日 (木) ~ 5 月 29 日 (金)
5 月 20 日 (水) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)武生南公民館	生涯学習・文化財課	
		(13:30~15:30)吉野公民館	生涯学習・文化財課	
5 月 21 日 (木) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)北新庄公民館	生涯学習・文化財課	
5 月 22 日 (金) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)北日野公民館	生涯学習・文化財課	
6 月 2 日 (火) 9:00 ~ 9:40 ~	監査委員室	教育振興課	教育振興課	6 月 15 日 (月) ~ 6 月 17 日 (水)
		学校教育課	学校教育課	6 月 18 日 (木) ~ 6 月 22 日 (月)
6 月 2 日 (火) 13:00 発	現地	(13:30~15:30)吉野小学校、吉野幼稚園	教育振興課	
6 月 3 日 (水) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)武生第六中学校	教育振興課	
		(13:30~15:30)武生第二中学校	教育振興課	
6 月 4 日 (木) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)服間小学校	教育振興課	
		(13:30~15:30)南中山小学校	教育振興課	
6 月 5 日 (金) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)白山小学校	教育振興課	
6 月 23 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	6 月 26 日 (金) ~ 6 月 30 日 (火)
7 月 21 日 (火) 9:00 ~ 10:00 ~ 10:30 ~	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	7 月 29 日 (水) ~ 7 月 31 日 (金)
		教育委員会監査結果協議		
		(公営企業会計) 決算審査意見書協議		
8 月 4 日 (火) 9:00 ~ 9:10 ~ 9:50 ~	監査委員室	教育委員会監査結果講評	教育委員会	
		金華山林業振興組合【財援(指定管理)】	農林整備課	8 月 13 日 (木) ~ 8 月 14 日 (金)
		(一般会計等) 決算審査意見書協議		
8 月 20 日 (木) 9:00 ~ 9:40 ~ 10:20 ~ 11:30 ~	監査委員室	TCP共同事業体【財援(補助等、指定管理)】	スポーツ交流課、環境政策課	8 月 24 日 (月) ~ 8 月 25 日 (火)
		まちづくり武生株式会社【財援(出資)】	都市計画課、にぎわい創出課	8 月 26 日 (水) ~ 8 月 27 日 (木)
		例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	8 月 26 日 (水) ~ 8 月 28 日 (金)
		市長へ決算審査意見書等提出		
9 月 1 日 (火) 9:00 ~ 9:40 ~ 10:20 ~ 11:00 ~	監査委員室	地域交通課	地域交通課	9 月 2 日 (水) ~ 9 月 4 日 (金)
		経営戦略室	経営戦略室	9 月 7 日 (月) ~ 9 月 9 日 (水)
		財務企画課	財務企画課	9 月 10 日 (木) ~ 9 月 14 日 (月)
		デジタル政策課	デジタル政策課	9 月 15 日 (火) ~ 9 月 17 日 (木)
9 月 15 日 (火) 9:00 ~ 9:50 ~ 10:30 ~ 11:10 ~	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	9 月 28 日 (月) ~ 9 月 30 日 (水)
		都市計画課	都市計画課	10 月 5 日 (月) ~ 10 月 7 日 (水)
		建築住宅課(空き家対策・住宅政策室)	建築住宅課	10 月 8 日 (木) ~ 10 月 13 日 (火)
		財政援助団体等監査結果協議 (金華山林業振興組合、TCP共同事業体、まちづくり武生株式会社)		
9 月 29 日 (火) 9:00 発	現地	(9:30~10:00)北新庄地区自治振興会【財援(補助等)】	市民協働課	10 月 1 日 (木) 9:30 ~ 12:00
		(10:30~11:00)王子保地区自治振興会【財援(補助等)】	市民協働課	9 月 30 日 (水) 13:30 ~ 16:00
	現地	(9:30~10:00)花筐自治振興会【財援(補助等)】	市民協働課	9 月 30 日 (水) 9:30 ~ 12:00
		(10:30~11:00)南中山地区自治振興会【財援(補助等)】	市民協働課	10 月 2 日 (金) 9:30 ~ 12:00
10 月 9 日 (金) 9:00 ~ 9:15 ~ 10:00 ~ 10:40 ~ 11:20 ~	監査委員室	財政援助団体等監査結果講評 (金華山林業振興組合、TCP共同事業体、まちづくり武生株式会社)	農林整備課、スポーツ交流課、都市計画課、にぎわい創出課	
		越前打刃物産地協同組合連合会【財援(補助等)】	和紙・打刃物・たんす課	10 月 14 日 (水) ~ 10 月 15 日 (木)
		上下水道課(浄化センター)	上下水道課	10 月 19 日 (月) ~ 10 月 21 日 (水)
		都市整備課(ダム・河川対策室)	都市整備課	10 月 22 日 (木) ~ 10 月 26 日 (月)
		総合政策部監査結果協議		
10 月 27 日 (火) 9:00 ~ 9:10 ~ 10:00 ~ 10:40 ~ 11:20 ~	監査委員室	総合政策部監査結果講評		
		例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	10 月 28 日 (水) ~ 10 月 30 日 (金)
		窓口サービス課(保険年金室)	窓口サービス課	10 月 28 日 (水) ~ 10 月 30 日 (金)
		健康増進課	健康増進課	11 月 4 日 (水) ~ 11 月 6 日 (金)
		長寿福祉課	長寿福祉課	11 月 9 日 (月) ~ 11 月 11 日 (水)

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
11月10日(火) 9:00～ 9:40～ 10:20～ 11:00～	監査委員室	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会 【財援(出資、補助等、指定管理)】	社会福祉課、こども未来課	11月16日(月)～11月17日(火)
		社会福祉課	社会福祉課	11月27日(金)～12月1日(火)
		こども未来課(乳幼児教育・保育支援センター、こども家庭センター)	こども未来課	11月24日(火)～11月26日(木)
		福祉総合相談室	福祉総合相談室	11月18日(水)～11月20日(金)
11月12日(木) 13:00 発	現地	(13:30～15:30)認定こども園北日野	こども未来課	
11月13日(金) 13:00 発	現地	(13:30～15:30)認定こども園南中山	こども未来課	
11月24日(火) 9:00～ 9:50～ 10:30～ 11:30～	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	11月26日(木)～11月30日(月)
		観光誘客課	観光誘客課	12月2日(水)～12月4日(金)
		和紙・打刃物・たんす課	和紙・打刃物・たんす課	12月7日(月)～12月9日(水)
		クラフトフェス実行委員会【財援(補助等)】	和紙・打刃物・たんす課	12月7日(月)～12月9日(水)
		建設部、財政援助団体等監査結果協議 (自治振興会、打刃物産地協同組合連合会)		
12月8日(火) 9:00～ 9:10～ 9:50～ 10:30～ 11:10～	監査委員室	建設部、財政援助団体等監査結果協議 (自治振興会、打刃物産地協同組合連合会)	建設部、市民協働課、 和紙・打刃物・たんす課	
		にぎわい創出課(万葉菊花園)	にぎわい創出課	12月15日(火)～12月18日(金)
		越前市サマーフェスティバル実行委員会【財援(補助等)】	にぎわい創出課	12月15日(火)～12月18日(金)
		産業政策課	産業政策課	12月10日(木)～12月14日(月)
		税務課(納税・債権回収室)	税務課	12月21日(月)～12月23日(水)
12月22日(火) 9:00～ 9:50～ 10:30～ 11:10～	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	12月23日(水)～12月25日(金)
		財産管理課(契約検査室)	財産管理課	1月5日(火)～1月7日(木)
		スポーツ交流課	スポーツ交流課	1月8日(金)～1月13日(水)
		菊花マラソン実行委員会【財援(補助等)】	スポーツ交流課	1月8日(金)～1月13日(水)
		市民福祉部、財政援助団体等監査結果協議 (社会福祉協議会)		
1月12日(火) 9:00～ 9:10～ 9:50～ 10:30～	監査委員室	市民福祉部、財政援助団体等監査結果協議 (社会福祉協議会)	市民福祉部	
		議会事務局	議会事務局	1月14日(木)～1月15日(金)
		文化県都推進課(創造都市ネットワーク推進室)	文化県都推進課	1月18日(月)～1月20日(水)
		防災危機管理課	防災危機管理課	1月21日(木)～1月25日(月)
1月19日(火) 9:00～ 9:50～ 10:30～	監査委員室	例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	1月27日(水)～1月29日(金)
		市民協働課(ダイバーシティ推進室)	市民協働課	1月26日(火)～1月28日(木)
		人事・法制課(選挙管理委員会、情報公開室、組織改革推進室)	人事・法制課	2月1日(月)～2月3日(水)
2月2日(火) 9:00～ 9:40～ 10:20～ 11:00～	監査委員室	農政課(農業委員会、有機農業・6次化推進室)	農政課	2月4日(木)～2月8日(月)
		農林整備課(森林・鳥獣害対策室)	農林整備課	2月9日(火)～2月12日(金)
		環境政策課	環境政策課	2月15日(月)～2月17日(水)
		産業観光部、議会事務局、財政援助団体等監査結果協議 (サマーフェスティバル実行委員会、クラフトフェス実行委員会)		
2月16日(火) 9:00～ 9:15～ 9:50～ 10:30～	監査委員室	産業観光部、議会事務局、財政援助団体等監査結果協議 (サマーフェスティバル実行委員会、クラフトフェス実行委員会)	産業観光部、議会事務局	
		今立総合支所	今立総合支所	2月24日(水)～2月25日(木)
		会計課	会計課	2月18日(木)～2月19日(金)
		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	2月24日(水)～2月26日(金)
3月9日(火) 9:00～ 9:30～	監査委員室	総務部、環境農林部、会計課、今立総合支所、財政援助団体等 (菊花マラソン実行委員会) 監査結果協議		
		次年度監査計画協議		
3月16日(火) 9:00～ 9:50～	監査委員室	総務部、環境農林部、会計課、今立総合支所、財政援助団体等 (菊花マラソン実行委員会) 監査結果協議	総務部、環境農林部、会計課、今立総合支所	
		例月出納検査(上下水道課、会計課)	上下水道課、会計課	3月29日(月)～3月31日(水)